

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	運動場の利用許可申請の取消しの許可		
根拠例規及び条項	多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年規則第38号)第7条		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条による申請が適正になされること。	
	設定年月日	平成13年9月21日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1日程度(注:休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 1日	
	設定年月日	平成13年9月21日	最終変更年月日
備 考			